

衆議院法務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年3月10日（水）、第2回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・上川法務大臣、田所法務副大臣、鷲尾外務副大臣、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）国光あやの君（自民）、大口善徳君（公明）、階猛君（立民）、池田真紀君（立民）、屋良朝博君（立民）、松平浩一君（立民）、寺田学君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

国光あやの君（自民）

- （1） 法務大臣が提唱している司法外交への意気込み及び決意
- （2） インターネット上での誹謗中傷に関連して刑事罰の在り方を時代に合った形に見直すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- （3） DV被害者の相談に対して親身になって取り組むべきとの考えに対する法務省の見解
- （4） 所有者不明土地問題の解決に向けた法務副大臣の意気込み

大口善徳君（公明）

- （1） 無戸籍問題の解消
 - ア 無戸籍者の解消に向けた更なる取組についての法務大臣の見解
 - イ 無戸籍の母のうちDV被害を受けている者の人数及びDV以外に法制審議会の部会で調査審議の基礎資料とされた事実についての確認
 - ウ 無戸籍者問題を根本的に解消する観点から、離婚前出産の救済、嫡出推定の規定の撤廃及び母にも固有の立場で成年等に達した子にも嫡出否認権を認めるべきとの意見についての中間試案の考え方
- （2） 不払い養育費問題の解決に向けた取組
 - ア 公明党「不払い養育費対策プロジェクトチーム」が昨年9月に法務大臣に申し入れた「緊急提言」で提案した離婚時や別居時に夫婦間で決めておくべき事項や支援内容・関連諸手続等のSNSによる情報提供、離婚届の用紙に養育費に関する相談機関に関する情報の追加及び養育費・婚姻費用の自動計算ツールの提供についての対応状況
 - イ アの「緊急提言」で提案した協議離婚の実態や養育費の不払いの原因、それらが子に与える影響に関する実態調査及び昨年12月に申し入れた「提言」で提案した父母の別居中の婚姻費用に関する実態調査についての対応状況
 - ウ 養育費問題支援タスクフォースにおいて示された自治体連携の方向性及びモデル事業で検討されることとなっている法的支援についての確認
- （3） 家事事件手続等のIT化
 - ア 家事事件手続のIT化を含めテレビ会議やウェブ会議の取組を一層進めて行く必要があるとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ 養育費の履行確保の観点から、例えば認証ADR機関でなされた和解合意であれば家事紛争であっても執行力を付与すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 昨年12月の公明党の「提言」で提案した養育費が子どもの福祉のため特に優先されるものであることの民法での明示及び親ガイダンスなど離婚時の養育費取決めを促進するための方策の実施の課題に対する重要性及び方向性についての法務省の認識

階猛君（立民）

- (1) 京都 kongressにおいて実施された厳格な新型コロナウイルス感染症対策を踏まえると、東京オリンピック・パラリンピックにおいて海外から観客を呼ぶのは難しいのではないかと意見に対する法務大臣の見解
- (2) テレワーク促進法案で示された、電磁記録の真正な成立の推定に係る立証事項の整理、リモート署名が「電子署名及び認証業務に関する法律」第3条の「電子署名」に該当することの明示及び電子メールに対する一定の証拠能力の付与の各項目の実現についての法務省の見解
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見の解消に対する改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果についての法務大臣の見解
- (4) 京都 kongressの議題3「法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ」の中で挙げられた「効果的で説明責任のある公平かつ包括的な機関」に我が国の検察が該当するか否かについての法務大臣の見解
- (5) 河井案里氏の公職選挙法違反事件における被買収者の処分
 - ア 被買収者が衆議院広島選挙区の再選挙の候補予定者の選挙対策会議に出席したとの報道を踏まえ、被買収者の処分状況について検察は説明責任を果たすべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ 被買収者が有罪となり公民権停止となった場合は選挙の応援に参加できないことを踏まえ、民主主義の健全性を守るという最重要の公益的な観点から、被買収者について、検察は早期に処分を決めて公表し、説明責任を果たすべきとする考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 被買収者の処分について、検察が説明責任を果たす必要性及びその前提として早期に処分を決する必要性についての法務大臣の見解
- (6) 黒川元東京高等検察庁検事長の事案に関して検察審査会が起訴相当の議決を行ったことを踏まえ、不起訴処分記録を開示して検察が説明責任を果たす必要性についての法務大臣の見解

池田真紀君（立民）

- (1) 選択的夫婦別氏制度
 - ア 選択的夫婦別氏制度の導入についての法務大臣の見解
 - イ 地方議会から示されている選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見の受け止め方についての法務大臣の認識
 - ウ 法務大臣に選択的夫婦別氏制度の導入の議論を推進する意思があることの確認
- (2) 生活保護の扶養照会
 - ア 扶養義務者の扶養は生活保護法による保護に優先するが、保護の要件ではないことの確認
 - イ 本年2月26日に厚生労働省が発出した生活保護の扶養照会の運用を改善する通知の改正の理由とされている「今の時代や実態に沿った形」の意味
 - ウ 厚生労働省の通知に対して、一般社団法人つくろい東京ファンドと生活保護問題対策全国会議から共同で緊急声明が出されていることを厚生労働省内で共有していることの確認
 - エ 平成25年における生活保護法の改正以降の扶養照会の状況
 - オ 本来は家庭裁判所が相対的扶養義務の有無を決定する三親等内の親族に対し、福祉事務所の判断で扶養照会を行うことの適法性の確認
 - カ 生活保護法第77条に基づき支弁した保護費を扶養義務者から徴収した事例の件数
 - キ 相対的扶養義務という文言が誤解を招くことのないよう、通知の発出や生活保護法を改正する必要があるのではないかと考えに対する厚生労働省の見解
- (3) 家族の多様化を踏まえた誰一人取り残さない社会の実現に対する法務大臣の決意

屋良朝博君（立民）

養育費不払い

- ア 養育費不払い解消に向けた法務省のこれまでの取組を踏まえた法務大臣の決意
- イ 離別親の実態調査の必要性についての厚生労働省及び法務省の見解
- ウ 経済状況を念頭においた離別親の実態調査の必要性についての厚生労働省の見解
- エ 養育費不払い解消のための制度を政府全体で検討する必要性についての法務大臣の見解
- オ 離別親の経済状況についての追跡調査の必要性についての法務大臣の見解
- カ 米国の養育費支払い確保のための制度
 - a 米軍構成員等に対する債権を回収するための差押えの日米地位協定上の取扱い
 - b 米国内には養育費債権を回収できる簡便な制度があるのに対して我が国にいる米軍構成員等は制度の対象とならないという不平等についての外務省の見解
 - c 米軍構成員等に対する養育費の支払い確保についても刑事事件における損害賠償と同様な制度を検討する必要性についての外務省の見解
 - d 養育費不払い解消に関して渉外的な視点も含めて法制審議会で検討する必要性についての法務大臣の見解
 - e 米国の養育費支払い確保のための制度を法務大臣は知っていたか否かについての確認
- キ 諸外国と比べて我が国の養育費の支払い確保のための制度が十分でないことについての法務大臣の認識
- ク 我が国においても米国のような養育費回収制度を導入することについての法務大臣の見解

松平浩一君（立民）

ソーシャル・インパクト・ボンド

- ア ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組み
- イ 令和3年度からの再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド事業の内容
- ウ 将来的に、刑務所出所者を対象とした再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド事業を行う予定の有無
- エ 寄附文化が未熟な日本において、ソーシャル・インパクト・ボンド事業の資金を調達する方策
- オ 再犯防止分野における明確な成果指標の設定及び成果に応じた適正な委託報酬の算定ができるのかという点についての法務省の見解
- カ 国としても初めての再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド事業に対する法務大臣の意気込み
- キ 米国で既に行われているような受刑者に対する起業家育成プログラムを日本の刑務所でも導入することについての法務大臣の見解
- ク PFI手法により運営されている刑務所である社会復帰促進センターの職業訓練プログラムにソーシャル・インパクト・ボンドの仕組みを導入することについての法務大臣の見解

寺田学君（立民）

- (1) 性的同意年齢以下の子供に対する強制わいせつ事案において、警察が被害者本人の聴取を求めて被害届を受理しないとした事例
 - ア 当該事例についての警察庁の見解
 - イ 検察が13歳未満の子供である被害者本人の聴取を求めていることについての法務大臣の所感
 - ウ 性犯罪・性暴力に係る事案における検察又は警察の被害者本人聴取を重視する姿勢により、子供である被害者の再被害が発生する問題に対する法務大臣の認知の有無

- (2) 同意なき性行為
 - ア 同意なき性行為の犯罪性についての法務大臣の認識
 - イ 不同意性交罪の新設を求める署名活動についての法務大臣の認知の有無
 - ウ 将来行われるであろう性犯罪の罰則に関する法制審議会での検討において、メンバーに被害者団体の者を含めるべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - エ 不同意性交罪の創設や性的同意年齢の引上げも含め議論が分かれている課題についても、法制審議会の審議課題とされたいとの要望に対する法務大臣の見解
- (3) 児童に対して行われる司法面接において実施までに時間がかかっている現状を改善する必要性及び障害者が被害者の場合にも司法面接の手法を活用することについての法務省の見解

藤野保史君（共産）

- (1) DV、性犯罪及び性暴力
 - ア コロナ禍の下でのDV、性犯罪及び性暴力の相談件数
 - イ コロナ禍の下でのDV、性犯罪及び性暴力被害の現状についての法務大臣の認識
 - ウ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においてDV、性犯罪及び性暴力対策の位置付けが低いとの指摘に対する法務大臣の見解
- (2) 若年被害女性等支援モデル事業
 - ア 一般社団法人C o l a b oの活動内容
 - イ 一般社団法人C o l a b oが繁華街で行っている若年女性に対する取組についての法務大臣の見解
 - ウ 令和3年度から本格実施する若年被害女性等支援モデル事業の内容ごとの予算の積算根拠
- (3) 婦人保護事業
 - ア 婦人保護施設の利用率
 - イ 厚生労働省に設置された「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」で指摘された婦人保護施設の制度的な問題点
 - ウ 売春防止法の所管省庁
 - エ 上川法務大臣と婦人保護事業の見直しとの関わり
 - オ 令和2年6月に決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において加速するとされた婦人保護事業の検討の状況
 - カ 困難な問題を抱える女性への支援のための新たな枠組みを検討する必要性についての法務大臣の見解
 - キ 売春防止法を根拠にした婦人保護事業に代わる女性支援策の確立に向けた法務大臣の決意

串田誠一君（維新）

- (1) 性犯罪被害
 - ア 強姦罪又は強制性交等罪の保護法益の変遷についての法務省の見解
 - イ 強姦罪の保護法益がかつては社会的法益であったとする見解があることについての法務省の見解
 - ウ 売春防止法の制定と施行の年月日
 - エ 売春防止法が何度も議員立法で提出されたにもかかわらず、国会においてすぐには制定されなかった経緯についての法務省の認識
 - オ 酌婦業務を前提とした前借金契約に関する昭和30年10月7日の最高裁判所判決の内容
 - カ 刑法第177条の「暴行又は脅迫」の意義についての解釈を判示した昭和24年5月10日及び昭和33年6月6日の最高裁判所判決の内容
 - キ 民法上では、暴行又は脅迫があれば民法第709条の「不法行為」が成立するのにもかかわらず、

刑法上では、暴行又は脅迫が反抗を著しく困難にする程度でなければ、刑法第 177 条の強制性交等罪が成立しない実情についての法務大臣の見解

(2) 選択的夫婦別氏制度

ア 最高裁判所判決が判示した氏名についての憲法上の権利の内容

イ 婚姻時に夫婦で同じ氏にしなければ失われる保護法益

ウ 夫婦同氏制が家族としての客観的同一性を保護法益としているとしつつ、旧姓の通称使用を進めている矛盾についての法務省の見解

エ 個人が家族を構成する一員であることを具体的に示すことが必要な場面

(3) 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）第 18 条、国連の児童の権利委員会による「日本の第 4 回・第 5 回政府報告に関する総括所見」及び欧州連合（EU）欧州議会本会議でなされた決議を踏まえた、我が国の親権制度等についての法務大臣の見解

(4) 親子の交流の欠如によって侵害される保護法益についての法務大臣の見解

(5) 動物虐待罪

ア 動物虐待罪の保護法益

イ 動物を物として扱うか否かについて定めた諸外国の規定

ウ 動物を物として扱うことを改めることについての法務大臣の意気込み

高井崇志君（国民）

(1) 人権外交

ア 香港、中国の新疆ウイグル自治区及びミャンマーにおいて発生している人権侵害への日本政府の対応

イ 新疆ウイグル自治区における中国政府の行為がジェノサイド条約で定義されているところのジェノサイドに該当するか否かについての外務副大臣の見解

ウ 日本がジェノサイド条約を批准していない理由

エ ジェノサイド条約を批准するために必要な国内法を整備する必要性についての法務大臣の見解

オ 外務省においてジェノサイド条約を批准する必要性の検討を行った上で法務省に対して必要な国内法整備を依頼する必要性についての外務副大臣の見解

カ 国際的な人権侵害を理由として制裁を発動できる仕組みを構築する必要性についての法務大臣及び外務副大臣の見解

キ 外国で人権侵害をした者の入国を拒否する制度を検討する必要性についての法務大臣の見解

(2) 選択的夫婦別氏制度の導入問題に関し議論を進めていくための具体的な方策についての法務大臣の見解

2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第 15 号）

・上川法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。